明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾法施行規則及び港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（国土交通七）　一
○浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　七
○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境三）　七
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁一〇）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二四～二六、二八、二九）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二七）　一五
〔官庁報告〕
国家試験
全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一

省令

○国土交通省令第七号

港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の四第一項及び第二項、第四十三条の十二第一項第二号ニ、第五十五条の二第八項、第五十六条の二の二第三項、第五十六条の二の二十第一項並びに第六十条の三の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉